

## 第10次宮城県生涯学習審議会委員公募要領

(趣旨)

第1 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）及び生涯学習審議会条例（平成5年宮城県条例第18号）に基づき設置された宮城県生涯学習審議会は、宮城県教育委員会又は宮城県知事からの生涯学習に関する諮問に応じるとともに、宮城県における生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関して意見を述べる機関である。

公正で開かれた県政運営と県民各層の幅広い意見反映を実現するため、宮城県生涯学習審議会の運営に、県民が参画することを目的として公募を実施する。

(募集人数)

第2 1人

(募集期間)

第3 平成28年9月5日（月）から平成28年10月11日（火）まで

(応募資格)

第4 次のいずれにも該当する方。ただし、国若しくは地方公共団体の職員及び以前宮城県生涯学習審議会委員であった方を除く。

- (1) 宮城県内に居住又は通勤・通学している方
- (2) 年齢満18歳以上（平成28年12月1日現在）の方
- (3) 生涯学習に関心のある方
- (4) 年4回程度開催する会議に出席できる方

(応募方法)

第5 応募用紙に必要事項を記入し、「私が考える生涯学習について」の題名で作成した1,200字程度の小論文を添付して、次の点に留意の上、平成28年10月11日（火）（必着）までに、県教育庁生涯学習課に直接持参又は郵送により提出する。

- (1) 直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- (2) ファクシミリや電子メールによる提出は、受け付けないこと。
- (3) 応募書類については返却しないこと。

(選考方法)

第6 選考委員会を開催し、提出書類による審査及び書類審査合格者を対象に行う面接により決定する。

(選考結果)

第7 書類審査の結果は、応募者全員に通知する。面接の結果については、面接を実施した方に限り通知する。

(任期及び報酬等)

第8 委員の任期は、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間とする。

2 委員には、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）に基づきの規定により報酬及び費用弁償を支給する。